ACSES ニュースレター 2462号 (2023年2月21日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(21 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇ボヤッとしていた? 中東遠消防指令センターでぼや 当直のたばこ不始末〈新聞報道〉
- ◇[米国] 致死量は食塩ひとつまみ以下、原料は中国産…アメリカで銃よりも若者を殺している"史上最悪の麻薬" の怖さくWeb 報道>
- ◇[韓国] 「セシウム14倍」ウクライナ産コウタケが韓国に…今年だけで3件目〈Web 報道〉
- ◇事故、事件の続報
- ○PFAS、PFOS 問題
- ・東京・多摩で PFAS 検出、市民団体が住民の血液調査〈新聞報道〉
- ・泡消火剤設備を撤去へ 沖縄6カ所の米陸軍貯油施設 人体に有害な「PFAS」漏出の貯水槽も〈新聞報道〉
- ○就職試験「替え玉受験」問題
- ・就職試験で「替え玉受験」がバレた…依頼した女子大生・受験した「京大院卒エリート社員」の哀れな末路/「替え玉受験」すると内定は絶望的…企業が「ズルい大学生」を見抜く凄まじい対策〈Web 報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・火災ガス中毒の特効薬できるか 煙吸ったマウスでは8割以上が回復 火災ガス中毒の特効薬開発へ 京アニ事件被告の治療医も「協力する」〈新聞報道〉
- ・セクハラで一発降格 厳罰化で防止徹底―パナソニック系〈Web 報道〉
- □大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

・放射性廃棄物が新たに80万立方メートル発生へ 廃炉作業に伴い東京電力が試算を公表<福島第一原発>〈放送報道〉

[原子力施設全般]

- ・横須賀で原子力災害想定の防災訓練 3年ぶり住民参加〈新聞報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

「対策・予防]

◇省庁発表

◇マスコミ報道

紅梅(コウバイ)

- [3] 消防法施行規則及び防火対象物の点検基準、報告書様式の一部改正
- ◇消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定 に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(総務省令第8号)〈官報〉
- ◇消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(消防庁告示第3号)〈官報〉
- ◇消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を 改正する件(消防庁告示第4号)〈官報〉
- [4] 食品安全衛生関係
- ◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
- ◇コスタリカからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
- [5] 廃棄物関係
- ◇海洋プラごみ 生態系や人体に影響も 国際シンポで専門家らが議論〈新聞報道〉
- [6] 温暖化対策関係



ACSES ニュースレター_ 2 4 6 2_20230221

- ◇出光、北海道・苫小牧で「合成燃料」実用化へ 原油に代わる次世代エネルギー 30年までに供給網構築目指す〈新聞報道〉
- [7] エネルギー問題
- ◇「再エネ短所強調」経産省に批判 発電パンフ、原発短所触れず?〈Web 報道〉
- ◇電力の供給過剰で出力制御、太陽光拡大の足かせに 融通の制約、原発優遇…解決策は?〈新聞報道〉
- [8] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等] 1件 [公募結果、意見募集結果] 1件

- [9] その他省庁発表 3件
- [10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等 「開催案内」 6件 「開催記録、報告、資料等」 2件
- [11] その他
- ◇インフルエンザ、感染症関係: 4件 ◇新化学物質、化学物質新利用技術等: 1件 ◇その他: 2件 「付録 〕
- ◇[米国] 致死量は食塩ひとつまみ以下、原料は中国産…アメリカで銃よりも若者を殺している"史上最悪の麻薬" の怖さくWeb 報道>

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇ボヤッとしていた? 中東遠消防指令センターでぼや 当直のたばこ不始末

<中日新聞 2023年2月21日> https://www.chunichi.co.jp/article/639796?rct=h_tokai_news

磐田市は二十日、中東遠消防指令センターが入る同市福田支所四階の中庭で十六日夜、センターの当直職員によるたばこの火の不始末で、中庭の樹脂製ウッドデッキー枚を部分的に溶かすぼやがあったと発表した。市は中庭を禁煙とした。

市によると、吸い殻入れとして使っていたブリキ缶の中で火がくすぶり、缶を置いていたウッドデッキが熱で溶けたとみられる。職員が異臭で気づき、消火した。支所には屋外に喫煙スペースがあるが、職場を離れづらいと中庭で吸う職員もいたという。

センターは御前崎、掛川、菊川、袋井、磐田市と森町の五市一町で運営し、一一九番を受けている。

◇[米国] 致死量は食塩ひとつまみ以下、原料は中国産…アメリカで銃よりも若者を殺している"史上最悪の麻薬"の怖さ

<PRESIDENT Online 2023年2月20日> https://president.jp/articles/-/66584 アメリカで、違法に製造された「フェンタニル」と呼ばれる薬物の被害が広がっている。国際ジャーナリストの矢部武さんは「年間7万人がフェンタニルの摂取によって死亡している。ヘロインより何十倍も強力で、かつ安価。販売しているのはメキシコのカルテルだが、原料の大部分は中国から供給されている」という――。

----> 末尾「付録]

◇[韓国] 「セシウム14倍」ウクライナ産コウタケが韓国に…今年だけで3件目

<中央日報 2023年2月21日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/10402fb2cc6f7bd46f1ad2c98c86384a8d1b6103

韓国に輸入される予定だったウクライナ産のコウタケから放射性物質のセシウムが基準値より最大14倍検出され輸入通関が中断されたことがわかった。

食品医薬品安全処が20日に明らかにしたところによると、最近ウクライナから持ち込まれたコウタケから、1キログラム当たり1000ベクレルを超えるセシウムが検出されたことから輸入食品非適合判定が下された。こうした事例は今年だけで3件発生している。

昨年10月には釜山(プサン)で通関手続きをしていたロシア産カバノアナタケからセシウム275.8ベクレルが検出された。通関手続きでは輸入食品の放射能検査が行われる。この際に非適合判定を受ければ輸出国に返送または廃棄する。

ベクレルは放射能を現わす単位だ。 1 ベクレルは 1 秒に 1 個の原子核が崩壊して出る放射線量だ。セシウムは原子番号 5 5番の金属元素で、周期表ではアルカリ金属のうち下の方に位置する。自然状態のセシウムと核実験などで現れる放射性セシウムに区分される。

ロシアまたはウクライナから輸入したカバノアナタケとコウタケなどキノコ類から出たセシウムは自然状態ではなく人為的な核使用で発生するセシウムのセシウム134またはセシウム137が検出され懸念される。セシウムが体内に蓄積されれば健康に悪影響を与える恐れがある。

現在韓国では基準値以下のセシウムが検出された食品は市中に流通している。ただし日本産は除外している。

◇事故、事件の続報

○PFAS、PFOS 問題

・東京・多摩で PFAS 検出、市民団体が住民の血液調査

東京・多摩 PFAS 検出、市民団体「横田基地が原因」 基地の回答は

<朝日新聞 2023年2月19日> https://www.asahi.com/articles/ASR2L5WZBR2KUTIL00T.html

国が対策強化に乗り出す方針の有機フッ素化合物 (PFAS (ピーファス)) が地下水などから検出された東京都多摩地域で、市民団体が独自に住民の血液調査を進めている。1月末には中間結果を発表し、国が調べた全国調査より高い数値だと指摘した。同団体は範囲を広げて調べている。

PFAS はどのくらいで健康に影響があるかまだ明らかではないが、各国で管理基準を強める動きがあり、政府は水質管理の基準強化などを検討している。

・泡消火剤設備を撤去へ 沖縄6カ所の米陸軍貯油施設 人体に有害な「PFAS」漏出の貯水槽も

<沖縄タイムス 2023 年 2 月 20 日> https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1106550

うるま市や北谷町など沖縄県内6カ所の米陸軍貯油施設で、人体に有害な有機フッ素化合物 PFAS (ピーファス)を含む泡消火剤関連の貯水槽などが2026年までに撤去されることが18日までに分かった。米国防総省によると、各設備は現在は使用されておらず、腐食が進行している。

同省によると、PFAS 関連の設備が撤去されるのは、うるま市の「金武湾タンクファーム」1~3、北谷町の「桑 江タンクファーム」1 と 2、うるま市のホワイトビーチにある陸軍管理のタンクファームの 6 カ所。

これら6施設から、計五つの貯水槽、三つの地下貯水槽、三つの消火設備と関連するパイプや配管などが撤去される。

撤去される中には21年6月、1リットル当たり約8万ナノグラム(ナノは10億分の1)と、国の暫定指定値(50ナノグラム)の1600倍に相当するPFASを含む汚水を漏出させた金武湾タンクファーム3の貯水槽も含まれる。

同省によると、これらの設備は現在「泡消火剤の腐食性と、海に近い(塩分を多く含む強風が吹く)沖縄特有の環境が重なり、作動不能な状態にある」という。

今年夏以降、31 カ月間かけ撤去する。総工費は、約1千万~2500 万ドル(約11億~27億円)。 撤去工事に関する安全性などについて、米国防総省は本紙の取材に答えていない。

米連邦議会は、泡消火剤による環境汚染や健康被害が拡大していることを受け、20会計年度国防権限法で、24 年 10 月 1 日までに米国内外におけるすべての米軍施設での PFAS を含む泡消火剤使用を段階的に廃止するよう定 めた。

同法の制定を受け、国防総省は米国内外の米軍基地施設に、対象となる泡消火剤の使用禁止と在庫廃棄、代替 物質への切り替えを通達している。

○就職試験「替え玉受験」問題

・就職試験で「替え玉受験」がバレた…依頼した女子大生・受験した「京大院卒エリート社員」の哀れな末路

<現代ビジネス 2023 年 2 月 21 日> https://gendai.media/articles/-/106259

2022 年 11 月、適性検査の WEB 試験で替え玉受検をした、として、京都大学大学院修了のエリート社員が逮捕 されました。合わせて、替え玉受検を依頼した大学生も書類送検されています。………

・「替え玉受験」すると内定は絶望的…企業が「ズルい大学生」を見抜く凄まじい対策

<現代ビジネス 2023 年 2 月 21 日> https://gendai.media/articles/-/106261

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・火災ガス中毒の特効薬できるか 煙吸ったマウスでは8割以上が回復

火災ガス中毒の特効薬開発へ 京アニ事件被告の治療医も「協力する」

<朝日新聞 2023年2月21日> https://www.asahi.com/articles/ASR2N73M4R2NPLBJ001.html

建物火災での死者の約4割を占めるとされるガス中毒。その特効薬にできそうな化合物を、同志社大学などの 研究チームが合成した。マウスの実験では、即効性と安全性が示され、救急現場からも活用への期待の声が上が っている。

同大学理工学部の北岸宏亮教授(有機化学)は、血液の代わりを目指して開発していた人工へモグロビンを動 物に投与したところ、尿の中に微量の一酸化炭素(00)が含まれることを発見。これを応用して火災ガス中毒の 主因となっているCOとシアン化水素(HCN)の解毒作用を持つ化合物をつくった。

CO を吸わせたり、体内で HCN を発生させる物質を経口投与したりしたマウスに、化合物を与えてそれぞれへの 解毒作用を確認。さらに実際の火災に近い状況として、アクリル布を燃やし、CO や HCN を含む煙を発生させ、マ ウスに吸わせた。マウスの動きが止まった後に、この化合物を与えた。

化合物を与えた13匹のうち、11匹は生き残った一方で、投与しなかった18匹のマウスは全て死亡。生き残った マウスは投与後数分で血圧が回復した。その後の意識や行動にも問題は確認されず、化合物は2時間で尿として排 出された。

・セクハラで一発降格 厳罰化で防止徹底―パナソニック系

<時事ドットコム 2023年2月20日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2023022000976&g=eco

パナソニックホールディングス(HD)傘下でIT事業を行うパナソニックコネクト(東京)は20日、1回 でもセクハラを行った社員を、即降格とする制度を導入したことを明らかにした。厳罰化でセクハラ防止の徹底 を図る狙いだ。

□大災害、原発事故対策

「福島原発事故〕

・放射性廃棄物が新たに80万立方メートル発生へ 廃炉作業に伴い東京電力が試算を公表<福島第一原発>

<福島テレビ 2023 年 2 月 20 日> https://www.fnn.jp/articles/-/489021

https://www.fukushima-tv.co.jp/localnews/2023/02/202302200000013.html

福島第一原発では、燃料デブリ取り出しの準備のため原子炉建屋周辺の建物などを解体する。

東京電力はこれに伴う放射性廃棄物は45万立方メートルにのぼるとの試算を公表。

これ以外にも今後10年間の廃炉作業で80.5万立方メートルの放射性廃棄物が発生する見通しだ。

廃棄物は福島第一原発で保管されますが、その量は今後さらに増える見通しだ。

[原子力施設全般]

・横須賀で原子力災害想定の防災訓練 3年ぶり住民参加

<神奈川新聞 2023年2月21日> https://www.kanaloco.jp/news/social/article-970554.html

神奈川県横須賀市内川の原発用燃料加工会社「グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン」(GNF-J) 周辺で14日、原子力災害を想定した訓練が行われた。新型コロナウイルス禍で3年ぶりに住民が参加する形で 実施。万が一の際に備えて避難手順を確認した。

訓練は市が企画し、同社と地元町内会、原子力規制委などの40人が参加。原料のウラン粉末が飛散する恐れのある火災を想定した。

浦賀署のパトカーが町内を巡回し、「住民の皆さんは屋内に入り、換気扇やエアコンを止めてください」などと屋内避難を呼びかけた。その後、通行人役の住民と工業団地の関係者が市職員の誘導で、応急避難所となった町内会館に徒歩で移動。防護服姿の市職員が携帯型の装置を使って放射線測定を実演した。

同社は厳格化された国の基準に応じた工事中で、2018年12月から核燃料の製造を停止している。製造再 開は「数年はかかる」(同社) 見通しという。

質疑応答では東京電力福島第1原発事故を踏まえ、住民から「最初は『危険性はない』と言っていたが、実際は違った。情報は正確かつ迅速に提供してほしい」などと要望が上がった。

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症(変異株)の患者等の発生について(検疫)
- <厚生労働省 2023年2月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=099IReC-mRwVQrypY
- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について (検疫)
- <厚生労働省 2023年2月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=g2fw_VgGIaSt-gcRY
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について(令和5年2月20日版)
- <厚生労働省 2023年2月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=g2fw_VgGIaSt-gYRY

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)(新型コロナウイルス感染症)2023年を更新しました

<厚生労働省 2023年2月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=-x-JzIK2TnssTuZpY

◇遺体の半数にコロナウイルス残存 感染死亡、最長 13 日

<共同通信 2023年2月20日> https://www.47news.jp/8965382.html

新型コロナウイルスに感染して死亡し2021年に解剖された遺体11体の鼻咽頭や肺を調べたところ、6体に感染力のあるウイルスが残存していたことが20日、厚生労働省研究班のまとめで分かった。最も長い死後経過時間は13日だった。

研究代表者で千葉大法医学教室の斉藤久子准教授は「遺体を扱う際は感染力があるとの前提に立つべきで、関係職種には対策を教育し、防護具などを提供することが重要だ」と話す。

感染者の遺体の取り扱いを巡っては、厚労省が今年1月、葬儀に関する指針を改正。制限を緩和したが、通常 通りの実施には適切な感染対策が必要だとしている。

研究班は21年1月から10月にかけ、法医解剖や病理解剖を実施した感染遺体11体を調べた。鼻咽頭粘膜や肺組織から計30検体を採取してPCR検査をし、6体の計13検体からウイルスを検出。死後13日が経過していた例は、コロナの診断を受けた翌日に肺炎で死亡し冷蔵庫に12日間安置された遺体だった。

新型コロナ感染者の 葬儀に関する 改正指針ポイント

- 遺体を拭いたり、鼻など に詰め物をしたりといっ た適切な感染対策を講じ れば通常の遺体と同様に 扱うことができ、納体袋 の使用は不要
- 納棺時の消毒なども含め 感染対策をした上で葬儀 や火葬を実施
- 感染者の遺体とそれ以外 の遺体で火葬時間などを 分ける必要はなく、遺族 らの動線分離も不要

◇教科書 1000 カ所超訂正 再配布 東京書籍 コロナ禍で...

<FNN プライムオンライン 2023 年 2 月 20 日>

https://www.fnn.jp/articles/-/488708

索引に、赤色などで大量の訂正箇所が記されている。

間違いが見つかったのは、東京書籍の「新高等地図」で、文部科学省の検定をへて、高校1年生向けに発行され、2022年4月からおよそ3万6,000冊が使われている。

カンボジアの首都「プノンペン」を「ブノンペン」と表記するなど、地名や索引の誤りなどが 1,000 カ所以上あったという。

東京書籍は、訂正した教科書を1月から配り始めていて、原因について、コロナ禍の在宅勤務でコミュニケーションが不足したことや、校閲が不十分になったことを挙げている。

[3] 消防法施行規則及び防火対象物の点検基準、報告書様式の一部改正

◇消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定 に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(総務省令第8号)

「官報」 令和 5 年 2 月 21 日 号外 第 36 号 1~13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230221/20230221g00036/20230221g000360001f.html

○総務省令第8号

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)及び消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和5年2月21日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

(消防法施行規則の一部改正)

第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改 正 前
(防災管理点検の特例)	(防災管理点検の特例)
第五十一条の十六 [略]	第五十一条の十六 [同左]
2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第	2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一
一項において準用する法第八条の二の三第二項の規	項において準用する法第八条の二の三第二項の規定

定による申請について、第四条の二の八第三項及び 第四項の規定は法第三十六条第一項において準用す る法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項 について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定 は法第三十六条第一項において準用する法第八条の 二の三第三項の規定による通知について、第四条の 二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において 準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出 について準用する。

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係) 消防計画作成 (変更) 届出書 **—省略—**

別記様式第1号の2の2 (第3条の2、第51条の9関 係)

> 防火・防災 管理者選任 (解任) 届出書 **—省略—**

別記様式第1号の2の2 (第4条、第51条の11の2 関係)

全体についての消防計画作成(変更)届出書 **—省略—**

別記様式第1号の2の2の2の2 (第4条の2、第51 条の11の3関係)

統括□防火・防災 管理者選任 (解任) 届出書 **—省略—**

別記様式第1号の2の2の2の3(第4条の2の8関 係)

防火対象物点検報告特例認定申請書

—省略—

別記様式第1号の2の2の3(第4条の2の8関係、 第51条の16関係)

- 防火対象物 管理権原者変更届出書 П
- 防火管理対象物

—省略—

別記様式第1号の2の2の3の3 (第4条の2の15関 係)

> 自衛消防組織設置(変更)届出書 --省略---

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係) 消防用設備等(特殊消防用設倫等)設置届出書

一省略一

備考 表中の[]の記載は注記である。

による申請について、第四条の二の八第三項及び第 四項の規定は法第三十六条第一項において準用する 法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項に ついて、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は 法第三十六条第一項において準用する法第八条の二 の三第三項の規定による通知について、第四条の二 の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準 用する法第八条の二の三第五項の規定による届出に ついて準用する。この場合において、第四条の二の 八第二項中「別記様式第一号の二の二の二の三」と あるのは「別記様式第十四号」と、同条第七項中「別 記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式 第十五号」と読み替えるものとする。

別記様式第1号の2(第3条、第51条の8関係) 消防計画作成 (変更) 届出書

—省略—

別記様式第1号の2の2 (第3条の2、第51条の9関 係)

> 防火・防災 管理者選任 (解任) 届出書 **—省略—**

別記様式第1号の2の2(第4条、第51条の11の2 関係)

全体についての消防計画作成(変更)届出書 **—省略—**

別記様式第1号の2の2の2の2 (第4条の2、第51 条の11の3関係)

統括 防火・防災 管理者選任 (解任) 届出書 **—省略—**

別記様式第1号の2の2の2の3(第4条の2の8関 係)

防火対象物点検報告特例認定申請書

—省略—

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

管理権原者変更届出書 **一省略**一

別記様式第1号の2の2の3の3(第4条の2の15関 係)

> 自衛消防組織設置(変更)届出書 --省略---

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係) 消防用設備等(特殊消防用設倫等)設置届出書

—省略—

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る。

(対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正)

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成十四年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省 令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げ る設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号か ら第二十号までに掲げる設備とす る。

「一~十九 略]

二十 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。)

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効 な構造)

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火 気設備等は、次の各号に定めるところにより、その 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分につい て、防火上有効な措置が講じられ

た構造としなければならない。

[一~十二 略]

十三 急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から 前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の 位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要 な事項に係る条例は、次の各号に定めるところによ り制定されなければならない。

[一~十二 略]

改正前

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省 令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げ る設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号か ら第二十号までに掲げる設備とす る。

「一~十九 略]

二十 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。)をいう。以下同じ。)に充電する設備(全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効 な構造)

第十条 「同左〕

「一~十二 略]

十三 急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性 の金属材料で造る<u>こと。</u>

(その他の基準)

第十六条 「同左〕

[一~十二 同左]

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。)のうち、屋外に設けるものにあっては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

[イ~八 略]

<u>ニ</u> 急速充電設備のうち分離型のものにあって は、充電ポスト

「五~八 略]

九 急速充電設備にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

「イ 略]

- ロ <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に接続されて いない場合には、充電を開始しないこと。
- ハ <u>コネクターが電気自動車等に接続され、</u>電圧が 印加されている場合には、<u>当該コネクターが当該</u> 電気自動車等から外れないようにすること。

「ニ~~ 略]

- ト 急速充電設備を手動で<u>緊急に</u>停止<u>する</u>ことができる装<u>置を、当該急速充電設備の利用者が異常を</u> 認めたときに、速やかに操作することができる箇 所に設けること。
- チ <u>急速充電設備と電気自動車等</u>の衝突を防止すること。
- リ <u>コネクター</u>について、操作に伴う不時の落下を 防止すること。ただし、コネクターに十分な強度 を有するものにあっては、この限りでない。

[ヌ〜ル 略]

+ 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、前号に掲げる規定のほか、当該<u>蓄電</u> <u>池(主として保安のために設けるものを除く。)</u>について次に掲げる措置を講ずること。

「イ~ニ 略]

十一 急速充電設備のうち分離型のものにあって は、充電ポストに蓄電池(主として保安のだめに 設けるものを除く。)を内蔵しないこと。 四 「同左〕

[イ~八 同左]

[新設]

「五~八 同左]

九 [同左]

「イ 同左〕

- ロ <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。
- ハ <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部</u>に電圧が 印加されている場合には、当該<u>接続部が</u>外れない ようにすること。

「二~~ 同左〕

- ト 急速充電設備を手動で<u>緊急</u>停止<u>させる</u>ことができる<u>こと</u>。
- チョ動車等の衝突を防止すること。
- リ <u>コネクター (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このりにおいて同じ。)</u> について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

「ヌール~同上〕

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているもの にあっては、前号に掲げる規定のほか、当該<u>蓄電</u> 池について次に掲げる措置を講ずること。

「イ~二 同左〕

「新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 消防法施行規則第三条第一項、第三条の二第一項(同令第五十一条の九において準用する場合を含む。)、 第四条第一項(同令第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。)、第四条の二第一項(同令第五十一条の十一の三において準用する場合を含む。)、第四条の二の八第二項及び第七項(同令第五十一条の十六第二項において準用する場合を含む。)、第四条の二の十五第二項、第三十一条の三第一項、第三十三条の十八並びに第五十一条の八第一項に規定する届出書の様式については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気 設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第 三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の 例による。

◇消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件(消防庁告示第3号)

[官報] 令和5年2月21日 号外 第36号 14頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230221/20230221g00036/20230221g000360014f.html

○消防庁告示第3号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式)の一部を次のように改正する。

令和5年2月21日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第1

防火対象物点検結果報告書

—省略—

附則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 消防法施行規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成十四年消防庁告示第八号別記様式第一にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

◇消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部 を改正する件 (消防庁告示第4号)

「官報」 令和5年2月21日 号外 第36号 15頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230221/20230221g00036/20230221g000360015f.html

○消防庁告示第4号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号(消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式)の一部を次のように改正する。

令和5年2月21日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第1

防災管理点検結果報告書

—省略—

附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成二十年消防庁告示第十九号別記様式第一にかかわらず、 令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

[4] 食品安全衛生関係

◇特定保健用食品の表示許可について

<消費者庁 2023年2月20日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/032228/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_230220_02.pdf

表示許可された食品:次の2点

- ・マインズ<毎飲酢>りんご酢ドリンク 株式会社Mizkan 清涼飲料水 酢酸
- ・特茶カフェイン ZERO サントリー食品イン ターナショナル株式会社 茶系飲料 ケルセチン配糖体 (イソクエルシトリンとして)

◇コスタリカからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

<農林水産省 2023年2月20日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230220_4.html コスタリカの家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザ (H5 亜型) の発生が確認された旨、コスタリカ家畜衛生当局から国際獣疫事務局 (OIE) に通報がありました。

本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、令和5年2月4日(土曜日)にコスタリカからの家きん肉等の輸入を一時停止(※)しました。

(参考) 生きた家きんについては、2 国間で輸入条件が設定されていないため、従前より輸入できません。

[5] *廃棄物関係*

◇海洋プラごみ 生態系や人体に影響も 国際シンポで専門家らが議論

<朝日新聞 2023年2月19日> https://www.asahi.com/articles/ASR2J5TD5R26ULFA01C.html

大量のプラスチックごみが海に流出し、生態系や人々の健康に影響を及ぼしている。日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所、世界銀行、朝日新聞社が6日に東京都内で開いた国際シンポジウムでは、専門家らが調査結果をもとに、深刻な現状を改善するための取り組みや課題について意見を交わした。(関根慎一編集委員・北郷美由紀)

30年後の海には魚よりプラスチックの方が多くなるとの指摘もあるプラごみ問題。パネル討論では、日常生活との結びつき具合や、対応策が取り上げられた。

インドネシア国立研究革新庁海洋学研究センターのムハマド・レザ・コルドバ上級研究員は、同国の海岸の漂着ごみの70%が使い捨てのプラ製品との調査結果を紹介。大気には5ミリ未満のマイクロプラスチックが浮遊して人体に入りやすくなっているほか、ポリエステルの衣料品を洗濯することで出るマイクロファイバーが河川の汚染源となっていることを指摘した。

ごみの流出経路を調べて解決策を提案するピリカの小嶌不二夫(こじまふじお)代表は、国内の水域に流出したマイクロプラスチックの約20%がスポーツ施設や学校の人工芝からのものだと明かした。緩効性の肥料を覆うプラスチックの殻が水田から河川に流出しているとも指摘。ごみの流出を減らすため、人工知能(AI)を活用して路上のごみの分布を調べる手法を開発。ごみ拾いアプリの利用者も増えているという。

どうすればプラスチックの投棄を減らすことができるか。フィリピンのNPO「セーブ・フィリピン・シー」のエグゼクティブ・ディレクター、アナ・オポサ氏は、同国が世界で3番目にプラ投棄が多い国だと説明。廃棄物処理には行政の取り組みが欠かせないものの、人々の行動変容を促すことは民間が主導してできると訴えた。

SNS を使って海洋汚染の問題をわかりやすく伝える一方、使い捨てごみが出ない結婚式や食事の楽しみ方を提案している。若者主導の活動や、企業が生産者責任を果たすことも重要だと述べた。

プラごみの投棄問題の解決には国際協調が欠かせない。環境省の大井通博・水環境課長は、プラ汚染に関する 条約交渉を説明した。2024年末に調整を終えることを念頭に、製造から廃棄まで一連のライフサイクルで捉え、 世界共通の目標を設定することで合意形成が進んでいるとした。

ただ、産業界から条約が新たな規制になると懸念の声もあがる。そのため、プラスチックの有用性は認められるとして理解を求めた。

参加者が最も強調したのは、現状への危機感だ。正確な流出量や人体への影響など解明されていない点が多いなか、対策を急がないと手遅れになるとの考えで一致。国境を超えた連携を進めていくことも確認した。

「使用を減らし、リサイクルを」 ジェトロ・アジア研究所 小島道一氏

プラスチックは有害な化学物質を体内に取り込む経路になるとも言われ、環境への流出を止めることが重要だ。 海への流出はアジア諸国が多いが、どれくらい環境中に出ているか正確にわかっていない。

タイでは死んだジュゴンの赤ちゃんの消化器官からプラが見つかった。サンゴ礁に漁網が絡まり成長が遮られたり、マングローブ林の根にプラがかぶさり成長が阻害されたりしている。

対策は三つある。一つめは使用を減らす。レジ袋の有料化を進め、生分解性プラなどへ代替する。二つめはリサイクル。プラの生産者に責任を負わせて進める。色つきペットボトルをなくしたように、リサイクルしやすい設計を業界や規則で決める。三つめは適正処分。途上国では農村からの流出が多いが、収集サービスは広がっていない。一部事務組合をつくり、農村部で広域処理を進めた日本の経験を共有できる。

「民間投資の促進が重要」 世界銀行開発局長・ベノワ・ボスケ氏

プラスチックごみはなぜそこにあるのか、どこから来るのか。プラごみをすべての段階で減らす「ライフサイクルアプローチ」が必要になってくる。プラの流出を止めるだけでは不十分で、再利用やリサイクルしやすくするように製品化し、ごみが価値となるような循環型経済を構築することが不可欠だ。

マレーシア、フィリピン、タイではプラスチックの4分の3がリサイクルされず、年60億米ドルが無駄になっている。マニラの川の一部はプラごみで埋まり、治水が難しくなった。国と地域が一体となって資源循環に向けた政策を作り、民間投資を促進するべきだ。国・地域ごとに政策が違えば民間からの投資は難しくなる。

カンボジアとラオスの沿岸や河川ではビニール袋やストロー、ペットボトルなど流出の多いワースト 10 のプラがごみ全体の 7~9 割。ターゲットを絞り、プラごみを削減していく。

[6] 温暖化対策関係

◇出光、北海道・苫小牧で「合成燃料」実用化へ 原油に代わる次世代エネルギー 30年までに供給網構築目指 す

<北海道新聞 2023年2月20日> https://www.hokkaido-np.co.jp/article/804262

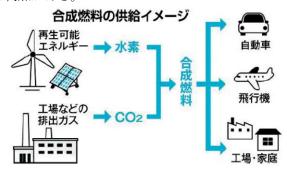
原油に代わる次世代エネルギーとして注目される「合成燃料」。石油元売り大手の出光興産(東京)は本年度、 北海道製油所を置く苫小牧で、実用化を見据えた事業を展開している。新千歳空港や大規模工業地帯など、需要 と供給が見込める施設が立地する好条件を生かし、2030年までに製造や流通の供給網を構築したい考えだ。

合成燃料は、水素と二酸化炭素(CO2)から生産された石油製品(ガソリンやジェット燃料など)の総称。二つの物質を反応させてできた燃料は「人工的な原油」と呼ばれ、これを精製した石油製品は既存の自動車や航空機などに使用できる。

同社は合成燃料の原料として、再生可能エネルギーによる電力で水を分解してつくる「グリーン水素」と、市内工場などから排出される CO2 を想定。昨年 12 月には、北海道製油所の敷地内に風況観測塔を設置。風力発電を利用したグリーン水素製造を視野に、風速や風向のデータを取り始めた。1 月には北海道電力や石油資源開発(東京)などと共に、周辺の工場などから出る CO2 を地下に封じ込めて資源として再利用する技術(CCUS)の共同事業を、苫小牧で実施する検討に入った。 CO2 は合成燃料の原料などとして使用する計画だ。山岸孝司所長は「再エネ由来の合成燃料のガソリンや灯油をつくり、皆さんの生活を支える。 2030 年までに、小規模でもモデルを確立したい」と話す。

同社が合成燃料に本腰を入れる背景には、世界的な脱炭素化がある。地球温暖化を防ぐため、原因となる CO2 の排出量を実質ゼロにしようという流れの中、化石燃料を扱う石油業界への風当たりは強い。合成燃料は CO2 が 原料であるなど脱炭素化を踏まえていることに加え、製油所のプラントやガソリンスタンドなど既存の施設を活

用でき、専門職の人材も生かせる利点がある。



[7] エネルギー問題

◇「再エネ短所強調」経産省に批判 発電パンフ、原発短所触れず?

<共同通信 2023年2月20日> https://nordot.app/1000152521643917312

経済産業省が発行した発電方法に関する子ども向けパンフレットで、再エネの短所が強調される一方、原発の 短所には触れていないと国会審議で取り上げられた。経産省は「再エネも原子力も長所と短所は書いている」と するが、専門家は「『原発は必要、再エネは使えない』とすり込む資料だ」と指摘する。

パンフは「マンガでわかる電気はあってあたりまえ?」。20 年度に青森県六ケ所村とむつ市の小中学生に配った。経産省 HP でも閲覧できる。

太陽光と風力は発電時に CO2 を出さないが安定した発電ができず、量を増やすには広い土地が必要で費用が高くなると紹介。「おさらいクイズ」で、短所を質問し、三つの選択肢のうち「安定した発電ができない」を答えとしている。

原子力は、少ない燃料で多くの電気をつくり CO2 は出ないとし、「使い終わった燃料をリサイクルできる。放射性物質を取り扱うから厳しい安全管理が必要」と説明。だが原発事故の状況や核のごみの処分には触れていない。

経産省の担当者は取材に「指摘を踏まえて内容を検討したい」と話した。

◇電力の供給過剰で出力制御、太陽光拡大の足かせに 融通の制約、原発優遇…解決策は?

<神戸新聞 2023 年 2 月 20 日> https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202302/0016067222.shtml

丘陵のあちこちを大規模太陽光発電所(メガソーラー)が覆う淡路島。送配電会社の指示で、島内5カ所に太陽光パネル(総出力5千キロワット)を保有するマルショウ運輸(兵庫県南あわじ市)が発電を手動で止めて回ったのは、昨年春のことだ。

電力は需要と供給を常に一致させないと周波数が乱れ、大停電を起こす恐れがある。天候が良く、冷暖房の需要が低い春先や初夏は、供給過剰になりやすいという。2022年4月、関西では初めて、太陽光発電の出力制御が淡路島で行われた。

5月にかけて複数回、発電を止めた同社の損失は数百万円分に上ったという。松井規佐夫(きさお)社長(60)は「こんなことが続けば、投資に見合った収益を得られない。事業参入への意欲がそがれ、再生可能エネルギー(再エネ)の拡大にブレーキをかけてしまう」とこぼす。

30年度の電源構成で主力電源と位置付けられる再エネの4割ほどを担うとされる太陽光。だが、その出力を制限する課題の解決が進まない。その一つが送電網の問題だ。

送電網は送配電会社の系統ごとに完結しており、淡路島南部は四国電力送配電の系統に組み込まれている。四国系統で供給が過剰になった場合、隣接する淡路島北部や神戸・阪神間で電気が不足していても、発電を止めなければならない。

電力融通の制約を巡っては、政府もようやく解消に動き出した。都留文科大教養学部の高橋洋教授(エネルギー政策)は「政府は再エネに消極的で対応が遅れた」と指摘する。「制約解消は電力の安定供給にもつながる。いかに早くできるかが重要だ」とする。

もう一つは、電力需給を調整する際の「原発優遇」のルールだ。供給が需要を上回る場合、出力を制御する順番が決められているが、原発は太陽光より後で、最後に設定されている。

資源エネルギー庁は「原発は出力を短時間で小刻みに調整することが技術的に難しく、一度出力を低下させるとすぐに元に戻せない」と理由を説明する。

一方、東京工業大環境・社会理工学院の分山達也准教授(電力システム)は「電力会社が原発に投じたコストを回収できるようにルールが設定された」とし、「欧州のように、再エネをより活用できるルールに見直すべきだ」と訴える。

石炭火力や原発など集中型発電システムは、大量生産・大量消費の時代を支えてきた。省エネ・脱炭素の時代に入り、ウクライナ危機による燃料高騰とエネルギー不安も背景に、太陽光など再エネがそれぞれの地域を支える分散型発電システムが模索される。

分山准教授は「いろいろな電源に気を使っているのか、国がどの電源を主力にしようとしているのかが曖昧だ。 50年の再エネ比率を50~60%とするのなら、再エネを育てていかなければならない。明確なメッセージが必要では」とする。

[8] 調查、公募、意見募集等

[公募、意見募集等]

◇「大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブ推進委託事業」の公募について

<文部科学省 2023年2月20日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpAadaMphtF8hbJ

[公募結果、意見募集結果]

◇「医学部等教育・働き方改革支援事業(令和4年度補正)」の選定結果

<文部科学省 2023年2月20日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpAadaMphtF8hbK

[9] その他省庁発表

◇日本産業規格(経済産業省)

[官報] 令和5年2月20日 号外 第35号 55~56頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230220/20230220g00035/20230220g000350055f.html

令和5年2月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和5年20月20日

経済産業大臣 西村 康稔

改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

一関係分のみ抽出、記載した。 <ACSES 事務局>-

表面化学分析一二次イオン質量分析法-シリコン中に均一に添加されたボロンの原紙濃度の定量方 K0143 法

表面化学分析一二次イオン質量分析法ーシリコン内のボロンの深さ方向分布測定方法 K0164 溶解アセチレン K1902 加硫ゴム及び熱可塑性ゴムー硬さの求め方―第3部:デュロメータ硬さ K6253—3 合成ゴムーEPDM 一試験方法 K6395 耐荷重用軟質ポリウレタンフオームー仕様 K6401 アセトニトリル(残留農薬・PCB試験用)(試薬) K8039 エタノール(99.5)(残留農薬・PCB試験用)(試薬) K8093 酢酸エチル(残留農薬・PCB試験用)(試薬) K8110 塩化カリウム (試薬) K8121 pートルエンスルホンクロロアミドナトリウム三水和物(試薬) K8318

ジエチルエーテル (残留農薬・PcB試験用) (試薬)	K8357
シアン化カリウム(試薬)	K8443
臭素酸カリウム(試薬)	K8530
硝酸カリウム(試薬)	K8548
硝酸ナトリウム(試薬)	K8562
L - トリプトファン (試薬)	K8676
ヘキサシアニド鉄(m)酸カリウム(試薬)	K8801
フルオレセインナトリウム(試薬)	K8830
りん酸二水素アンモニウム(試薬)	K9006
りん酸水素ニアンモニウム(試薬)	K9016
L (-) - シスチン (試薬)	K9048
3ーメチル・1・フェニル・5・ピラゾロン(試薬)	K9548
といし一形状,製品の呼び方及び表示	R6242
ろう付性の評価試験方法一広がり試験及び隙間充坦試験	Z3191

・日本産業規格(JIS)を制定・改正しました(2023年2月分)

<経済産業省 2023年2月20日>

https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230220002/20230220002.html?from=mj

◇種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件(農林水産省告示第 295 号)

[官報] 令和5年2月21日 本紙 第922号 3~5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230221/20230221h00922/20230221h009220003f.html

[10] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

[開催案内]

- ・令和5年3月の石綿健康被害判定小委員会・分科会の開催について 3月7、10、15、24、29日
- <環境省 2023年2月20日> https://www.env.go.jp/press/press_01201.html 医学的判定に係る調査審議(中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚)
- ・令和4年度廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進方策に係る第2回シンポジウムの開催について3月6日
- <環境省 2023年2月20日> https://www.env.go.jp/press/press_01203.html
- ・第 22 回発散防止抑制措置特例実施許可に関する専門家検討会を開催します 2月 27 日

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=o0fQ3XgmAYSN2toxY

個別事業場に係る発散防止抑制措置特例実施許可に関する申請事案の技術的な検討について

・労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について(厚生労働省)

[官報] 令和5年2月20日 本紙 第921号 10頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230220/20230220h00921/20230220h009210010f.html

・労働基準法第 113 条の規定による公聴会

<厚生労働省 2023年2月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=U7cgLYjW8XR9KinBY

- ・中央教育審議会大学分科会 (第172回) の開催について 2月24日
- <文部科学省 2023年2月20日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpAadaMphtF8hbG
- 1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に規定する助成業務の実施に関する基本的な指針(案)の意見聴取結果について
- 2. 教学マネジメント指針(追補)の作成について

- 3. 国際連携教育課程制度(ジョイント・ディグリー)の見直しについて
- 4. 大学設置基準及び専門職大学院設置基準の改正等について
- 5. 認証評価機関の認証について
- 6. 私立学校法の一部を改正する法律案について
- 7. 大学振興部会における議論・第11期中央教育審議会大学分科会の総括

[開催記録、報告、資料等]

- ・ <u>令和4年度第1回化学物質のリスク評価検討会(発がん性評価ワーキンググループ) 議事録</u> 1月18日 <厚生労働省 2023年2月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=m3_o5UAeOby14uY,JY
- (1) がん原性試験結果の評価について
- (2) その他
- ・ 令和4年度化学物質のリスク評価検討会(発がん性評価ワーキンググループ)
- <厚生労働省 2023年2月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=4weQnThmQcTNmpFxY
- (1) がん原性試験結果の評価について
- (2) その他

[11] その他

◇インフルエンザ、感染症関係

- ・殺虫剤効かないネッタイシマカ、東南アジアで確認…日本に侵入しデング熱など媒介の恐れ
- <読売新聞 2023 年 2 月 19 日> https://www.yomiuri.co.jp/science/20230219-0YT1T50098/

デング熱などの熱帯感染症を媒介する蚊「ネッタイシマカ」に、殺虫剤の効かない「スーパー耐性蚊」が広がっているのをベトナムとカンボジアで確認したと、国立感染症研究所などのチームが発表した。航空機などに紛れ込んで日本に侵入する可能性もあり、対策の必要性を訴えている。論文が科学誌サイエンス・アドバンシズに掲載された。

ネッタイシマカは東南アジアや中南米などに生息するヤブ蚊の一種で、高熱や頭痛を引き起こすデング熱やジカ熱などの重い感染症を媒介する。

チームは、ベトナムとカンボジアの都市部計4か所でネッタイシマカを採集し、遺伝子を調べた。その結果、 昆虫の神経系に作用する標準的な殺虫剤の成分「ペルメトリン」への耐性を持たせる遺伝子変異「L982W」 が、いずれも約8割の蚊で見つかった。

同じ殺虫剤を大量使用したことによって、突然変異で耐性を身につけた蚊が生き残り、繁殖している可能性があるという。

特に、カンボジアの首都プノンペンでは、「L982W」を含む二重の遺伝子変異を持つ蚊が7割以上を占めていた。これらは、殺虫剤に1000倍程度の耐性を持つとみられるという。

ネッタイシマカは日本には生息していないが、航空機に侵入して日本の空港検疫で見つかった例がある。地球温暖化で日本でも生息しやすくなる可能性があり、感染研の葛西真治・昆虫医科学部長は「決して対岸の火事ではない。別の殺虫剤に切り替えるなどの対策が急務だ」と話す。

嘉糠洋陸(かぬかひろたか)・東京慈恵会医科大教授(熱帯医学)の話「殺虫剤の適正使用など、国際的な議論の必要性も示す重要な成果だ」

- ・ 飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定、東京都日野市(飼養鳥国内 9 例目))
- <環境省 2023年2月20日> https://www.env.go.jp/press/111118_00095.html
- ・東京で鳥インフル確認 多摩動物公園のツクシガモ
- <共同通信 2023年2月17日> https://www.47news.jp/news/8957419.html

東京都は17日、高病原性鳥インフルエンザが疑われていた多摩動物公園(日野市)のツクシガモ4羽について、遺伝子検査で陽性を確認したと発表した。14日に簡易検査で陽性となっていた。一緒に同じ池で飼育されていた他のカモ26羽を安楽死させ、周辺を消毒する。発覚後、実施していた臨時休園を当面の間継続する。

ACSES ニュースレター_ 2 4 6 2_20230221

都によると、11 日と 14 日に、園内の池で飼育していたツクシガモ計 3 羽が死んでいるのを飼育員が発見し、 簡易検査を実施。同じ池にいた別の 1 羽も含め、陽性と判定されていた。

園で飼育している鳥類は、昨年末時点で84種計853羽。

・ <u>宮城県角田市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(国内 69 例目)</u> に係る移動制限の解除について
<農林水産省 2023 年 2 月 20 日 > https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230220_5.html

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・うつ・不安症、尿に指標? 簡便検査での判別目指す

<共同通信 2023年2月21日> https://www.47news.jp/news/8828984.html

高齢者の尿の中に含まれる幾つかの物質が、うつ病や不安症を検出する指標(バイオマーカー)になり得るとする研究結果を日本の研究グループが英科学誌に発表した。

京都産業大と弘前大、東京都健康長寿医療センターの共同研究。判別技術として実用化できれば、体に負担のない簡便な尿検査で病気を早期発見し、虚弱や要介護への進行を防ぐことにもつながる成果だとしている。

研究グループは2015年度、東京都板橋区在住の66~88歳の男女計639人から尿の提供を受け、大うつ病や不安症と診断された同年代の患者とそうでない人各9人の尿を比較、分析した。

尿中から157種類の揮発性物質を抽出し、それぞれの濃度を分析した結果、5種類の物質が、一般の人よりも患者の尿ではっきりと濃度が高いことが分かった。そのうちバイオマーカーとなりそうな候補物質では、陽性を陽性と判定できる「感度」、陰性を陰性と判定できる「特異度」ともに極めて高かった。

これらの物質は、体内で糖や脂質、アミノ酸が代謝されて産生されたり、体外から取り込まれてそのまま尿に出てきたりした成分であると判明。同様の仕組みはマウスでも確認されており、将来は代謝と発症の関係の解明や、薬剤の有効性の検証などにマウスをモデル動物として利用できる可能性が示されたという。

今回の研究では、症例が少ないことや、はっきり診断された患者を対象としたことなどの限界があり、今後、 症例を増やして、病気と濃度との関係や、初期症状の段階で健常者と差があるのかどうかを確かめる必要がある としている。

◇その他

・電気代の高騰で大学が苦境 東京芸大、ピアノ5台を24万円で売却

<朝日新聞 2023 年 2 月 20 日> https://www.asahi.com/articles/ASR2N66JGR2JUTIL005.html

電気代の高騰が、各地の大学運営に影響を及ぼし、教育や研究にも影を落とし始めている。東京芸術大学は今月、電気代高騰に伴う経費削減を一つの理由に、一部の練習室のピアノを撤去し、売却した。「節電に努め、組織や業務の合理化、見直しなども進める」としている。

東京芸大は2日、学生向けに「練習室ピアノ撤去について」という通知を送り、二つの練習室のアップライトピアノ2台を撤去すると伝えた。理由を「大学の予算削減のため」と書いたうえで、ピアノの練習を希望する学生は別の部屋を予約するよう求めた。

二つの練習室は、音楽学部器…

・電気代高騰で大阪大 付属図書館の利用時間短縮へ

< NHK 2022 年 11 月 30 日 > https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20221130/2000068666.html 大阪大学は電気代の高騰で経営にも深刻な影響が出ているとして、付属の図書館の利用時間を来月から短縮することを決めました。

大阪大学によりますと、今年度の電気代は、大学全体で前年度に比べておよそ27億円増える見込みだということで、大学経営にも深刻な影響が出ているとしています。

このため大学では、来月から、学内の4つの付属図書館のうち3つについて、開館時間を短縮することを決めました。

このうち豊中市のキャンパスにある総合図書館は、平日は午前8時から午後10時まで開館していましたが、来

月からは午前9時から午後8時までと3時間短縮し、これまで開館していた日曜と祝日を休館とします。 また、来年の2月4日以降は開館時間をさらに短縮し、午後5時までとする予定です。

こうした節電により図書館の電気代は、30%ほど削減が見込めるということです。

大阪大学の尾上孝雄付属図書館長は「論文執筆や試験期間にかかる時期に開館時間を短縮することは学生の勉学や研究活動にも影響が生じかねず、大変心苦しく感じています。1月の試験期間には日曜日も開館するなど影響が少なくなるようにしたい」とコメントしています。

[付録]

◇[米国] <u>致死量は食塩ひとつまみ以下、原料は中国産…アメリカで銃よりも若者を殺している"史上最悪の麻薬"の怖さ</u>

<PRESIDENT Online 2023年2月20日> https://president.jp/articles/-/66584

アメリカで、違法に製造された「フェンタニル」と呼ばれる薬物の被害が広がっている。国際ジャーナリストの 矢部武さんは「年間7万人がフェンタニルの摂取によって死亡している。ヘロインより何十倍も強力で、かつ安 価。販売しているのはメキシコのカルテルだが、原料の大部分は中国から供給されている」という――。

■米国で年間7万人の命を奪っている

いま米国で違法薬物の被害が増加し続けている。特に恐ろしい状況になっているのは鎮痛薬として使用される 非常に強力なオピオイドの一種「フェンタニル」の蔓延だが、オピオイドとはケシから採取される天然由来の有 機化合物や、そこから生成される化合物の総称のことである。

フェンタニルは1960年にベルギーの化学者、ポール・ヤンセン博士によって開発され、米国では1968年に米食品医薬品局(FDA)により医療用として承認された。それ以来、手術時の麻酔や集中治療時の鎮痛薬などとして広く使用されてきたが、いま問題になっているのはメキシコの麻薬カルテルなどが違法に製造したフェンタニルが米国に密輸され、多くの人の命を奪っていることだ。

米国でフェンタニルが蔓延した背景には、以前からヘロインやコカイン、メタンフェタミン(覚醒剤)など違法薬物の取引が盛んに行われ、闇市場のネットワークが確立されていることがある。それに加え、2000年代初頭から、医師によって処方されるオピオイド鎮痛薬の依存症になる人が増え始めたことも関係している。処方薬に依存すると、医師の処方が中止されても使用をやめられず、違法薬物に手を出す可能性が高くなるのである。

このような米国のオピオイド需要の高まりに目をつけたメキシコの麻薬カルテルが、ヘロインより何十倍も強力で、かつ安価で生産できて利益率が高いフェンタニルの製造・密売を始めたのである。

一方、米国でのフェンタニルの流行とともに薬物過剰摂取による死者は急増し、米疾病対策予防管理センター (CDC) によると、2021 年には $10\$ 万 $7622\$ 人に上り、その約 $3\$ 分の 2 に当たる $7\$ 万 $238\$ 人はフェンタニルによるものだという。

■致死量はわずか「食塩20粒程度」

2022 年 12 月 12 日の有力紙ワシントン・ポストは、米国では 2000 年代初頭からの約 20 年間で、フェンタニルを含むオピオイドによって累計 75 万人近くの命が奪われたと報じた。また、連邦議会が行った分析では、オピオイドが米国のコミュニティー(地域社会)にもたらした経済的損失は 2020 年だけで、1.5 兆ドル(約 195 兆円)に達するという。

このような悲惨な状況にもかかわらず、米国政府はオピオイドの蔓延を食い止めるための有効な解決策を見いだせていない。連邦麻薬取締局(DEA)は2022年にフェンタニルの粉末4.5トンと錠剤5060万錠を押収したが、これはなんと3億3190万人の「米国人全員の命を奪うのに十分な量」だという。

フェンタニルの最大の特徴は致死量が少ないこと。重さにして2ミリグラム、食塩で例えると20粒程度のひとつまみにも満たない量で体の呼吸機能をつかさどる脳細胞が損傷を受け、呼吸が停止して死に至る可能性があるということだ。

■多くが合法の鎮痛薬に偽造されている

フェンタニルが大量に闇市場に出回る前は、何物にも代えがたい強烈な快感と多幸感をもたらすことで、「クイーン・オブ・ドラッグ(麻薬の女王)」とも呼ばれたヘロインが最も危険な薬物と見なされていた。しかし、フェンタニルはヘロインの50倍も強力だといわれており、その致死性の高さは想像を絶するものがある。

しかも恐ろしいのは、メキシコから密輸されるフェンタニル錠剤の多くが「オキシコンチン」や「パーコセット」など合法のオピオイド鎮痛薬に似せて偽造されているため、フェンタニルが混入されているのに気づかずに使用して亡くなる人が少なくないことだ。

コロラド州に住む 16 歳の少女ソフィアさんも麻薬の売人から偽造鎮痛薬を購入し、フェンタニルが含有されているのを知らずに服用して危うく命を落とすところだった。

2022 年 4 月 6 日の「PBS ニュースアワー」の番組に出演したソフィアさんの父親によると、彼女が助かったのは通報を受けて駆け付けた警察官がすばやく適切な措置をしてくれたからだという。その警察官は彼女が呼吸をしていないのを確認してオピオイドの過剰摂取を疑い、薬物依存者の緊急対応のために携行していた解毒剤の「ナルカン」を投与した。すると薬が効いて、彼女の呼吸機能が回復したそうだ。

■注意喚起のキャンペーンを開始したが…

ソフィアさんは「スナップチャット」というアプリでフェンタニル錠剤を購入したが、これを使えば、買い手を探している売人に匿名で、「ファイア」などの絵文字を送るだけで薬物を入手できるという。実は彼女は親の知らないところで、さまざまな違法薬物に手を出していたのだ。

フェンタニルによる犠牲者が続々と出る中で、ソフィアさんは幸運だったが、それでもこの経験は彼女の心に深い傷を残したようだ。

彼女は「本当に大変なことをしたと思っています。罪悪感というか……。私と同じ世代の人が薬物の過剰摂取でたくさん死んでいるわけですよね。でも、私はたまたま助かった、なぜなんだろう? 今は、せっかく助かった命を無駄にしないように考えるようにしています」と語った(同前)。

ソフィアさんの父親はその後、「娘に何が起きたのかを多くの人に知ってほしい。他人事だと思ってほしくない」と考え、若者や保護者にフェンタニルの危険性を訴える活動を始めたという。また、薬物取引の新たな横行を受けて、DEA は SNS 上で使われる絵文字の暗号解読表を若者の親や保護者向けに発表し、フェンタニルの危険性を注意喚起するために、「1 錠で命を落とす(One Pill Can Kill)」キャンペーンを開始した。

しかし、フェンタニルの過剰摂取で命を落とす人は一向に減る気配はない。なぜなら、大量のフェンタニルが 毎日メキシコ国境を通過して持ち込まれているからである。

■政治家や裁判官を買収するメキシコのカルテル

米国で使用されるフェンタニルのほとんどはメキシコから密輸されているが、それを作っているのは同国最大 級の麻薬組織「シナロア・カルテル」だ。

もともとメキシコには麻薬組織がいくつも存在し、数十年前から組織間の縄張り争いや政府の取り締まりに対抗する「麻薬戦争」が行われてきた。この戦いで殺されたり、行方不明になったりした人は一般市民も含めて10万人を超えるといわれているが、それを制してナンバーワンの組織になったのがシナロア・カルテルである。

同カルテルは世界 50 カ国以上で活動しているというが、その中心は米国であり、米国内のヘロインやメタンフェタミンなどの違法薬物の主要な供給源となっている。その経済的規模は不明だが、組織のボスの「エル・チャポ(ちび)」ことホアキン・グスマンが米経済誌『フォーブス』の「世界のビリオネア(長者番付)」に載ったことなどから推測すると、莫大(ばくだい)な利益を上げていると思われる。

麻薬で得た利益で政治家や警察官、裁判官らを買収して法の目を逃れ、一国の軍隊並みの戦闘部隊を備えているのである。

■フェンタニルは堂々と検問所を通過している

シナロア・カルテルがフェンタニルの製造に乗り出したのにはそれなりの理由があったようだ。拠点を置くシ ナロア州は元々ケシの栽培が盛んで、それを原料にヘロインなどを大量に作っていた。

しかし、ケシの栽培には何カ月もかかり、広い土地を必要とする一方、フェンタニルは原料の化学物質を入手 すればラボや小規模な工場で製造でき、しかも軽量でコンパクトなので、米国への密輸や流通が比較的容易にな るだろう。このように考えてフェンタニルの製造を始めたようだが、国境通過は事前の予想通りとなった。

メキシコで製造されたフェンタニルは主にトラックや乗用車でカリフォルニア州サンディエゴやアリゾナ州ノガレスの国境検問所を通過して米国に持ち込まれている。しかし、ワシントン・ポスト紙のフェンタニルに関する調査報道記事(2022年12月12日)(前掲)によれば、米国当局が検問所で押収しているフェンタニルの割合はメキシコから密輸される全体のわずか数パーセントにすぎない。その最大の理由は、鎮痛薬などに偽造された錠剤

に混入されているフェンタニルを検出する技術が遅れていることだという。

トランプ前大統領はメキシコからの不法移民と麻薬の流入を防ぐために莫大な資金を投じて一部の国境に壁を 建設したが、皮肉なことにフェンタニルの密輸防止には全く役立っていない。フェンタニルの錠剤を積んだメキ シコからの車両は正規の検問所を堂々と通過しているからである。

バイデン政権はこの政策を見直し、フェンタニルの検出技術の向上に取り組み始めたが、まだ追いついていないという。検問所を通過したフェンタニルはロサンゼルスやラスベガス、シカゴ、ニューヨークなど全米各地の 闇市場に流れ、売人に引き継がれている。

■中国はメキシコより先に郵便で送っていた

さらに米国で蔓延するフェンタニルがどこから来ているのかを追跡していくと、意外なことがわかった。メキシコの麻薬カルテルが製造しているフェンタニルの原料となる化学物質の大部分は中国から供給されている。つまり、中国の化学会社がフェンタニルの前駆体(ある化学物質が生成される前段階の物質のこと)を作り、メキシコのカルテルに供給しているというのだ。

なぜ、こうなったのかと言えば、実は中国はメキシコより先にフェンタニルを製造し、国際郵便などを通じて 米国に送っていた。ところがこの問題が深刻化したことで、米国は2018年10月に郵便システムを介した海外からのオピオイドの流入を防ぐための「合成薬物の密売および過剰摂取防止法(STOP法)」を制定し、郵便物の検査 体制と取り締まりを強化した。

その結果、中国からの郵便物が大量に押収されるようになったため、中国は仕方なく、フェンタニルの原料を メキシコに輸出する方法にシフトしたのではないかと思われる。

中国がフェンタニル原料の主要な供給源であることを把握している米国政府は中国に対し、メキシコへ輸出している業者にやめさせるように要請しているが、中国側はそれに応じようとしないという。それどころか、中国政府は米国のフェンタニル問題を「外交カード」として利用しようとする動きを見せている。

■中国はフェンタニル問題を外交カードにしている

政治的なリスクや機会を分析する専門誌『ジャーナル・オブ・ポリティカル・リスク』の発行人で、米中の外交問題に詳しいアンダース・コアー氏は、「中国はフェンタニル問題の交渉を、台湾問題のような全く異なる問題と結びつけています。そのため、ペロシ氏が台湾を訪問した時、中国が米国に報復した方法の1つは、フェンタニルに関する交渉を中止することでした」と述べている(エポック・タイムズ、2023 年 1 月 7 日)。

つまり、2022 年 8 月にナンシー・ペロシ下院議長(当時)が台湾を訪問したことに対する報復措置として、中国はフェンタニル問題に関する米国との交渉を中止したというのである。中国がこの問題を外交カードとして利用し始めたことで、根本的な問題解決はますます難しくなってきた。

■銃による死亡を抜いて若者の死因1位に

冒頭でも述べたように、米国では毎日薬物の過剰摂取で300人近く(年間10万人以上)が亡くなり、そのうち約3分の2はフェンタニルによるものだという。薬物全体の死者数はこの10年で2倍以上に増えたが、その増加分のほとんどをフェンタニルが占めている。

10年前には誰も予想できなかったような重大な危機を招いてしまったわけだが、その要因は先に述べたように政府の対策の失敗もあるが、それよりも大きな問題は米国人の麻薬に対する飽くなき欲求(強欲さ)ではないかと思われる。

米国では現在、17歳未満の男女と18歳~45歳の男性の間で、フェンタニルの過剰摂取による死亡が交通事故や銃による死亡を抜いてトップになっている。特に若年層の死者が急増しているが、致死性の高いフェンタニルはたった一度の判断ミスで命を落とす可能性がある。

それにもかかわらず、闇市場の売人からフェンタニルを買い求める人が後を絶たない。言い換えれば、彼らの強欲さが違法薬物の需要を拡大し、それを満たすためにメキシコの麻薬カルテルなどが密輸していると言うこともできる。

■米国の「オピオイド危機」は今後も続く ヒラリー・クリントン元国務長官は2009 年3 月に行われたメキシ コ政府との麻薬対策協議の席上で、「私たち(米国人)の麻薬への強欲さが違法な麻薬取引をたきつけています。米 国はメキシコに広まる麻薬によってたきつけられた暴力に対する責任を分担して負います」と述べた。 米国の 政府と国民はこのクリントン氏の言葉をもっと真剣に受け止めて違法薬物問題に取り組んでいたら、今日のフェ

ACSES ニュースレター_ 2 4 6 2_20230221

ンタニルを中心としたオピオイド危機は避けられたかもしれない。 メキシコとの国境検問所には毎日 20 万台 以上の車両が通過しているが、そのなかでフェンタニルの検出検査がきちんと行われているのはほんの一部だと いう。現場の捜査官からは、「フェンタニルの密輸を止めるのはほぼ不可能に近い」との声も出ている。米国のオ ピオイド危機は今後もしばらく続くことになりそうだ。